

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金（不足額給付）支給関係ファイル
行政機関等の名称	大阪市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政局税務部課税課（個人課税グループ）、市民局総務部物価高騰支援給付金担当
個人情報ファイルの利用目的	定額減税補足給付金（不足額給付）の支給事務のために利用する
記録項目	<p>1 相当年度、2 特別区コード、3 課税区コード、4 台帳番号、5 基本調査簿区分、6 前年度課税区コード、7 前年度台帳番号、8 宛名番号、9 宛名履歴番号、10 送付先宛名番号、11 送付先番号、12 氏名表示区分、13 納管人等宛名番号、14 納管人等識別区分、15 納管人等氏名表示区分、16 予備1（給付額）、17 賦課情報、18 所得項目6（所得税定額減税控除外額）、19 所得項目7（所得税定額減税控除済額）、20 市民税算出所得割額・項目10（市民税所得割額（減税前））、21 府民税算出所得割額・項目10（府民税所得割額（減税前））、22 課税資料区分、23 前年度市民税算出所得割額・項目10（市民税所得割額（減税前））、24 前年度府民税算出所得割額・項目10（府民税所得割額（減税前））、25 所得税算出用レコード、26 自治体コード、27 宛名番号（税務システム）、28 給与所得額、29 雑所得額（総合）、30 事業所得額、31 不動産所得額、32 利子所得額（総合）、33 配当所得額（総合）、34 譲渡所得額（総合）、35 一時所得額（総合）、36 居住用損失額、37 山林所得額、38 退職所得額（総合）、39 一般株式等譲渡所得額、40 上場株式等譲渡所得額、41 上場株式等配当所得額（申告分離）、42 先物取引雑所得額（申告分離）、43 長期一般所得額（特別控除前）、44 長期特定所得額、45 長期軽課所得額（特別控除前）、46 短期一般所得額（特別控除前）、47 短期軽減所得額（特別控除前）、48 純損失繰越控除額、49 雑損失繰越控除額、50 居住用財産譲渡損失繰越控除額、51 特定居住用財産譲渡損失繰越控除額、52 上場株式等譲渡損失繰越控除額、53 特定株式等譲渡損失繰越控除額、54 先物取引差金等決済損失繰越控除額、55 特別控除額（短期一般所得）、56 特別控除額（長期軽課所得）、57 特別控除額（長期一般所得）、58 特別控除額（長期軽課所得）、59 雑損控除額、60 医療費控除額、61 小規模共済等掛金控除額、62 社会保険料控除額、63 生命保険料控除額、64 地震保険料控除額、65 配偶者特別控除額、66 配偶者控除等（R5.12.31時点）、67 一般扶養控除者数（R5.12.31時点）、68 特定扶養控除者数（R5.12.31時点）、69 老人扶養控除者数（R5.12.31時点）、70 配偶者控除等（R6.12.31時点）、71 一般扶養控除者数（R6.12.31時点）、72 特定扶養控除者数（R6.12.31時点）、73 老人扶養控除者数（R6.12.31時点）、74 同居老人扶養控除者数、75 普通障害者数、76 特別障害者数、77 同居特別障害者数、78 控除対象障害者、79 控除対象寡婦・ひとり親、80 控除対象勤労学生、81 その他所得控除額、</p> <p>82 総所得金額等、83 公的年金等所得額、84 所得税_住宅借入金等特別税額控除可能額、85 その他税額控除額等、86 市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、87 市町村民税所得割額（定額減税前）、88 都道府県民税所得割額（定額減税前）、89 16歳未満扶養者数（R5.12.31時点）、90 扶養親族（控除対象配偶者含む）のうち国外居住者の数（R5.12.31時点）、91 個人住民税における合計所得金額、92 16歳未満扶養者数（R6.12.31時点）、93 扶養親族（同一生計配偶者含む）のうち国外居住者の数（R6.12.31時点）、94 所得税控除済額（給与支払報告書・公的年金等支払報告書）、95 所得税控除不足額（円単位）（給与支払報告書・公的年金等支払報告書）、96 所得税控除済額（確定申告）、97 所得税控除不足額（円単位）（確定申告）、98 令和6年分所得税額（定額減税前）（確定申告）、99 所得税分定額減税可能額（確定申告）、100 令和6年分所得税額（定額減税後）（確定申告）、101 外国税額控除（確定申告）、102 当初給付時調整給付所要額（個人住民税分+所得税分）、103 算定方法指定フラグ、104 所得税結果レコード、105 宛名番号（税務システム）、106 令和6年度個人住民税所得割額（定額減税前）、107 個人住民税における扶養親族数（控除対象配偶者含み、国外居住者除く）、108 個人住民税定額減税可能額、109 個人住民税控除不足額、110 令和6年所得税額（推計所得税額）、111 所得税における扶養親族数（同一生計配偶者含み、国外居住者除く） ※令和7年度個人住民税情報からの推計、</p>

	<p>112 所得税定額減税可能額※令和7年度個人住民税情報からの推計、113 所得税控除不足額（円単位）（推計所得税額）、114 所得税控除不足額（円単位）、115 不足額給付時調整給付所要額（円単位）（個人住民税控除不足額＋所得税控除不足額）、116 不足額給付時調整給付所要額（万円単位）（個人住民税控除不足額＋所得税控除不足額）、117 当初給付時調整給付所要額（個人住民税分＋所得税分）、118 不足額給付額、119 算定方法指定フラグ、120 調整給付対象者区分、121 リスト区分、122 宛名情報、123 納税義務者氏名（編集後）、124 納税義務者氏名（カナ）（編集後）、125 生年月日、126 納税義務者住所、127 納税義務者住所郵便番号、128 納税義務者住所郵便番号（編集後）、129 送付先氏名（1段目）、130 送付先氏名（2段目）、131 送付先住所（1段目）、132 送付先住所（2段目）、133 送付先住所（3段目）、134 送付先住所郵便番号、135 送付先住所郵便番号（編集後）、136 納管人氏名（編集後）、137 納管人住所、138 納管人住所郵便番号、139 納管人住所郵便番号（編集後）、140 納税義務者宛名編集補記区分、141 送付先宛名編集補記区分、142 納管人宛名編集補記区分、143 納税義務者宛名情報、144 納税義務者最新宛名番号、145 納税義務者補記区分、146 納税義務者点字区分、147 納税義務者発行抑止区分（DV）、148 納税義務者氏名、149 納税義務者通称名、150 納税義務者氏名（カナ）、151 納税義務者通称名（カナ）、152 納管人宛名情報、153 納管人最新宛名番号、154 納管人補記区分、155 納管人点字区分、156 納管人発行抑止区分（DV）、157 納管人氏名、158 納管人通称名、159 納管人氏名（カナ）160 納管人通称名（カナ）161 送付先宛名情報 162 送付先補記区分 163 送付先区分 164 公金受取口座情報 165 公的給付支給等口座情報 166 金融機関コード 167 金融機関名（カナ）、168 店番（支店コード）、169 支店名（カナ）、170 預貯金種目コード、171 口座番号、172 名義人氏名（カナ）、173 公的給付支給等口座情報（ゆうちょ銀行（記号番号）表示）、174 記号、175 番号、176 課税年度、177 給与専従者収入額、178 同一生計配偶者（本人該当区分）、179 扶養控除対象（本人該当区分）、180 16歳未満扶養親族（本人該当区分）、181 所得税確定申告書の提出の有無、182 住民税申告書の提出の有無、183 住民登録外課税の有無、184 住民登録外課税者の課税地市区町村コード 等</p>
<p>記録範囲</p>	<p>令和7年1月1日時点で大阪市に住所を有し、以下に掲げる要件を満たす者。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える者は対象外。</p> <p>①ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者  ア 所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数※1）－令和6年所得税額（※2）  イ 市民税・府民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）－令和6年度分個人住民税所得割額  ウ 令和6年度に実施した調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、0とする。）</p> <p>②令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者</p> <p>③令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、青色事業専従者または事業専従者である者</p> <p>④上記①～③にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者</p> <p>※1：減税対象人数とは、納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の数（アは令和6年12月31日時点、イは令和5年12月31日時点）  ※2：令和6年分所得税額については、一部令和7年度市民税・府民税情報を基に算定した税額を用いる。</p>
<p>記録情報の収集方法</p>	<p>個人住民税の課税情報からのデータ取得、対象者本人からの書面での申請、他の行政機関</p>
<p>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p>	<p>含む</p>
<p>記録情報の経常的提供先</p>	<p>都道府県警、警察署、他自治体（捜査関係事項照会書に対する回答等）</p>
<p>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</p>	<p>（名称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）  （所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号</p>

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	